

議案第 23 号

松阪市行政不服審査条例の制定について

松阪市行政不服審査条例を次のように制定する。

平成 28 年 2 月 18 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市行政不服審査条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「法」という。）
その他法令で定める不服申立てに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(手数料等の額)

第 3 条 法第 38 条第 6 項の規定により読み替えて適用する同条第 4 項(他の法令において準用する場合を含む。)及び法第 81 条第 3 項の規定により読み替えて準用する法第 78 条第 4 項（他の法令において準用する場合を含む。）の条例で定める手数料の額は、無料とする。

2 法第 38 条第 1 項（他の法令において準用する場合を含む。次条において同じ。）
及び法第 78 条第 1 項(他の法令において準用する場合を含む。次条において同じ。)
に規定する写し又は書面の交付を受ける審査請求人又は参加人は、次の表の左欄に
掲げる交付の方法の区分に応じ、同表の右欄に定める額を、当該交付を受けるため
に要する費用として負担しなければならない。

交付の方法		金額
写しの作成	文書若しくは図画を複写機により用紙に複写したもの又は電磁的記録に記録された事項を用紙に出力したもの	片面 1 枚につき 白黒の場合 10 円 カラーの場合 40 円
	文書若しくは図画又は電磁的記録に記録された事項を電磁的記録媒体に複写したもの	電磁的記録媒体の購入経費に相当する額及び当該写しの作成に要する額との合計額
写しの送付		当該写しの送付に要する額
備考 日本工業規格 A3 判を超える規格の用紙を使用するときは、A3 判の用紙を使用した場合の枚数に換算して算出する。		

(手数料等の免除)

第4条 審理員（法第9条第1項ただし書の規定により審理員を指名しない場合は審査庁。法第66条第1項において準用する場合は再審査庁。次項において同じ。）又は審査会（次条において規定する松阪市行政不服審査会をいう。次項において同じ。）は、法第38条第1項及び法第78条第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人が経済的困難により前条第2項の費用を負担する資力がないと認めるときは、当該費用に相当する額を免除することができる。

- 2 前項の規定による費用に相当する額の免除を受けようとする審査請求人又は参加人は、法第38条第1項及び法第78条第1項の規定による交付を求める際に、当該免除を求める旨及びその理由を記載した書面に、生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを証明する書面を添付して、審理員又は審査会に提出しなければならない。

（設置）

第5条 法第81条第1項の規定に基づき、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため、松阪市行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（組織）

第6条 審査会は、5人以内の委員で組織する。

（委員）

第7条 委員は、法律、行政等に関して専門的な知識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 市長は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員として適切でないと認める場合には、その委員を解嘱することができる。

（会長）

第8条 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第9条 審査会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員は、法第43条第1項の規定により諮問を受けた事件が自己の利害に関係するものであるときは、当該事件に係る議事に加わることはできない。
- 5 法第43条第1項の規定による諮問に基づき行う審査会の調査審議の手続は、公開

しない。

(合議体)

第 10 条 審査会は、委員のうちから審査会が指名する委員 3 人をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。ただし、審査会が定める場合においては、委員の全員をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。

2 前項本文の合議体は、これを構成する全ての委員の、同項ただし書の合議体は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 第 1 項本文の合議体の議事は、その合議体を構成する委員の過半数をもって決するものとし、同項ただし書の合議体の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長である委員の決するところによる。

4 審査会において別段の定めをした場合を除き、合議体が議決した内容をもって審査会の答申とする。

(専門委員)

第 11 条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

4 第 9 条第 4 項の規定は、専門委員について準用する。この場合において、同項中「委員」とあるのは、「専門委員」と読み替えるものとする。

(秘密保持)

第 12 条 委員及び専門委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬及び費用弁償)

第 13 条 委員及び専門委員の報酬及び費用弁償は、松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 53 号）の定めるところにより支給する。

(庶務)

第 14 条 審査会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第 15 条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。